

# 山梨県公報

号外第十一号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

## 目 次

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 ..... 八

山梨県児童相談所手数料条例 ..... 九

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... 〇

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 ..... 一

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県手数料条例の一部を改正する条例 ..... 二〇

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県県税条例の一部を改正する条例 ..... 二

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 ..... 三

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例 ..... 三

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例 ..... 三

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ..... 三

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例 ..... 三

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例 ..... 三

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... 四

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例 ..... 四

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例 ..... 四

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例 ..... 四

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例 ..... 四

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例 ..... 四一

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例 ..... 四一

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例 ..... 四一

山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例及び山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例 ..... 四二

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 ..... 四二

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例 ..... 四三

山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例 ..... 四三

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 ..... 四三

山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例及び山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例を廃止する条例 ..... 四四

## 条例のあらまし

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(条例第一号)(情報政策課)

1 条例等の規定により行われる民間事業者等の書面の保存等に関し、電磁的方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進等を図ることを目的とすることとした。

2 条例等の規定により行う書面等の保存、作成、縦覧等又は交付等について、書面に代えて電磁的記録により、これらを行うことができる規定を定めることとした。

3 規則で、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができることとした。

4 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

5 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

6 附則において、山梨県種畜検査保護条例の一部改正を行うこととした。

山梨県児童相談所手数料条例(条例第二号)(児童家庭課)

1 この条例は、山梨県中央児童相談所及び山梨県都留児童相談所において徴収する手数料に関し必要な事項を定めることとした。

2 山梨県中央児童相談所又は山梨県都留児童相談所において診療を受け、又は診断書若しくは証明書の交付を受ける者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同

表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならないこととした。

区 分	金 額
診療に係る手数料	診療報酬の算定方法により算定した額
普通診断書の交付に係る手数料	一通につき一、二六〇円
年金、保険等の請求又は受給に要する診断書の交付に係る手数料	一通につき三、五七〇円
証明書（診療報酬明細証明書を除く。）の交付に係る手数料	一通につき一、二六〇円
診療報酬明細証明書の交付に係る手数料	一通につき四、九三〇円

3 知事は、公益上その他必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとした。

4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

5 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）（市町村課）**

1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 次の法令に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

- (1) 児童福祉法
- (2) 屋外広告物法及び山梨県屋外広告物条例
- (3) 土地改良法
- (4) 建築基準法
- (5) 租税特別措置法
- (6) 水道法
- (7) 母子及び寡婦福祉法
- (8) 母子保健法
- (9) 都市計画法
- (10) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例

(二) 新たに次の法令に関する事務の一部を市町村が処理することとした。

- (1) 農地法
- (2) 浄化槽法

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、同年六月一日から施行することとした。

**山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第四号）（県民生活課）**

1 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 次の書面について、電磁的記録による保存及び作成ができるようにすることとした。

- (1) 設立時の財産目録
- (2) 前事業年度の事業報告書、役員名簿等
- (3) 合併時における財産目録及び貸借対照表

(二) 事業報告書、役員名簿、定款等について、電磁的記録による閲覧ができるようにすることとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第五号）（人事課）**

1 山梨県立大学の看護学部教育職員の定数を八十五人から百十二人に引き上げることとした。

2 山梨県立女子短期大学を廃止することにより、同短期大学の定数を削除することとした。

3 警察官の定数を千六百人から千六百十人に引き上げることとした。

4 警察事務職員の定数を三百十二人から三百十一人に引き上げることとした。

5 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第六号）（人事課）**

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十七年十月十八日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、次の特殊勤務手当を廃止することとした。

- (一) 精神保健福祉業務従事手当
- (二) し尿浄化槽等検査手当
- (三) 特殊自動車運転等作業手当
- (四) 分娩介助手当

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

1 **山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例**（条例第七号）（教育庁福利給与課）  
山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十七年十月十八日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、次の場合に支給する特殊勤務手当を廃止することとした。

- (一) 昼間部の勤務を本務とする教育職員が夜間部の授業又はその補助を行う場合
- (二) 夜間部の勤務を本務とする教育職員が昼間部の授業又はその補助を行う場合
- (三) 兼職及び他の事業等に従事する場合
- (四) 通信教育の添削指導又は面接指導を行う場合

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

1 **山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例**（条例第八号）（警察本部警務課）  
山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十七年十月十八日付けの給与等に関する報告等にかんがみ、特殊勤務手当のうち特殊自動車運転手当を廃止することとした。

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

1 **山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第九号）（人事課）  
退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。

2 退職手当の基本額について次の改正を行うこととした。

- (一) 支給率の見直しとして、中期勤続者の支給率の引上げ、長期勤続者の支給率の引下げを行うこととした。
- (二) 給料月額が減額改定以外の降格や給料表間の異動等の理由により減額されたことがある場合の算定について、特例措置を講ずることとした。

3 退職手当の調整額は、在職期間中の職位の高い順の六十月について、職位ごとに定められた月額（五万円までの八区分）を合計した額とすることとし、勤続年数及び退職理由に応じて額の減額等を行うこととした。

4 退職手当額の保障として、施行日前日において仮に退職したとした場合の退職手当額を保障することとした。

5 施行日後三年間の抑制措置として、新条例により算定した退職手当額が旧条例により算定した額を上回った場合は、当該上回った額から一定額を控除することとした。

6 その他関係条例の規定の整備を行うこととした。

7 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。  
**山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十号）（財政課）  
通訳案内業法の一部改正に伴い、次の改定を行うこととした。

(一) 次の手数料を定めることとした。

- (1) 通訳案内士登録申請手数料 五千五百円
- (2) 通訳案内士登録証訂正手数料 四千元
- (3) 通訳案内士登録証再交付手数料 四千元

(二) 通訳案内業免許手数料、通訳案内業免許証再交付手数料及び通訳案内業免許証書換え手数料を廃止することとした。

2 旅券法の一部改正に伴い、次の改定を行うこととした。

- (一) 一般旅券再発給手数料を廃止することとした。
- (二) その他規定の整備を行うこととした。

3 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

4 介護保険法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 次の手数料を定めることとした。

- (1) 介護支援専門員実務研修手数料 一万五千元
- (2) 介護支援専門員証交付手数料 二千元
- (3) 介護支援専門員証更新研修手数料 一万円
- (4) 介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料 六千元
- (5) 介護サービス情報調査手数料 四万二千元
- (6) 介護サービス情報公表手数料 一万五千元

(二) (一)の手数料(2)を除く( )を指定研修実施機関等の収入とすることとした。

5 その他規定の整備を行うこととした。

6 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、2及び5については公布の日から、3については臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

**山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）（消防防災課）

1 製造保安責任者試験等について、申請手続のオンライン化が開始されたことに伴い、オンライン申請をした場合の手数料を次のように追加することとした。

高圧ガス製造保安責任者試験手数料	
乙種化学責任者	九、五〇〇円
丙種化学責任者	八、九〇〇円
乙種機械責任者	九、五〇〇円

	第一種冷凍機械責任者 九、五〇〇円
	第三種冷凍機械責任者 八、九〇〇円
高圧ガス販売主任者試験手数料	第一種販売主任者 八、〇〇〇円
	第二種販売主任者 六、二〇〇円

- 2 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品について、高圧ガス保安法に基づく附属品検査及び附属品再検査の方法を見直すことに伴い、当該検査及び再検査の手数を次のように改定することとした。
  - (一) 内容積百五十リットル未満の容器 一個につき二十四円
  - (二) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき三十一円
- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
 

**山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例**(条例第十二号)(消防防災課)

  - 1 液化石油ガス設備士試験手数料について、申請手続のオンライン化が開始されたことに伴い、オンライン申請をした場合の手数料(二万二千五百円)を追加することとした。
  - 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
 

**山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例**(条例第十三号)(市町村課)

    - 1 元利補給金を交付する事業について、市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業を追加することとした。
    - 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
 

**山梨県県税条例の一部を改正する条例**(条例第十四号)(税務課)

      - 1 地方税法の一部改正等に伴い、次の県税関係書類について、スキャナを使用して作成した電子データにより保存ができるようにすることとした。
        - (一) 法人県民税法人税割額から控除又は還付を受ける利子割額に係る書類
        - (二) 個人の事業税に係る書類
      - 2 その他規定の整備を行うこととした。
      - 3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
 

**山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例**(条例第十五号)(障害福祉課)

        - 1 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例外五条例について、次の改正を行うこととした。

- (一) 施設及び事業の体系の見直しに伴い、短期入所事業について規定の整備を行うこととした。
- (二) 支援費制度から介護給付費制度への移行に伴い、使用料又は利用料金について規定の整備を行うこととした。
- (三) 入所者の食費、光熱水費、日常生活費等についての使用料又は利用料金を設けることとした。
- (四) 利用者負担について、利用者の家計に与える影響等により、使用料又は利用料金の減免規定を設けることとした。
- 2 山梨県附属機関の設置に関する条例について、次の改正を行うこととした。
  - (一) 市町村の介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事務を取り扱わせるため、山梨県障害者介護給付費等不服審査会を設けることとした。
  - (二) その他規定の整備を行うこととした。
- 3 山梨県精神保健福祉センター設置及び管理条例について、規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
 

**山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例**(条例第十六号)(医務課)

  - 1 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を修学資金の返還免除等の対象となる施設から削除することとした。
  - 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
 

**山梨県県立中央病院収入条例の一部を改正する条例**(条例第十七号)(医務課)

    - 1 県立中央病院の駐車場の使用料を次のとおり定めることとした。ただし、診療又は検査を受ける者その他知事の定める者は、無料とすることとした。
      - (一) 使用開始から四十分まで 無料
      - (二) 四十分を超える時間が三十分までごとに百円
    - 2 この条例は、平成十八年五月一日から施行することとした。
 

**山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第十八号)(衛生業務課)

      - 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物の飼養規制等について次の改正を行うこととした。
        - (一) 危険な動物の飼養規制に関する規定を廃止することとした。
        - (二) 動物取扱業に関する規定を廃止することとした。
        - (三) 手数料について次の改正を行うこととした。
      - (1) 次の手数料を定めることとした。

- (i) 動物取扱業登録申請手数料 一件につき一万五千円
- (ii) 動物取扱業登録更新申請手数料 一件につき一万円
- (iii) 動物取扱業登録証再交付申請手数料 一件につき三千円
- (iv) 動物取扱責任者研修手数料 一件につき三千円
- (v) 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料 一件につき一万八千円
- (vi) 特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料 一件につき一万円
- (vii) 特定動物の飼養又は保管の許可証再交付申請手数料 一件につき三千円
- (2) 危険な動物飼養許可申請手数料及び危険な動物飼養変更許可申請手数料を廃止することとした。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律施行前の準備行為として特定動物の飼養又は保管の許可申請ができることとされる(1)(v)について手数料を定めることとした。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

この条例は、平成十八年六月一日から施行することとした。ただし、(三)(3)については公布の日から施行することとした。

**山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第十九号）（工業振興課）

- 1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（都市計画課）
- 1 桂川ウエルネスパークの一部供用開始に伴い、料理教室兼作業室及び会議室を有料公園施設とし、使用料等を次のとおり定めることとした。
    - (一) 休業日 水曜日及び十二月二十九日から翌年一月一日まで
    - (二) 利用時間 午前九時から午後九時まで
    - (三) 使用料
      - (イ) 料理教室兼作業室 一時間当たり三百三十円
      - (ロ) 会議室 一時間当たり三百八十円
  - 2 小瀬スポーツ公園の野球場の屋外照明等の設置に伴い、利用料金限度額について所要の改正を行うこととした。
  - 3 芸術の森公園の茶室の使用料を改定することとした。
  - 4 その他規定の整備を行うこととした。
  - 5 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、1については、平成十九年三月二十二日から施行することとした。

**山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（教育庁学術文化財課）

- 1 教育委員会の権限に属する山梨県文化財保護条例等の事務について処理する市町村を拡大することとした。
- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（教育庁高校教育課新しい高校づくり推進室）

- 1 県立富士北稜高等学校の設置に伴い平成十六年度以降の入学者について募集を行っていない県立北富士工業高等学校及び県立吉田商業高等学校を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（私学文書課）

授業料の額を次のとおり改定することとした。

区 分	授 業 料
学部学生及び大学院生	年額 五三五、八〇〇円
研究生	年額 三五六、四〇〇円
科目等履修生及び特別聴講学生	一単位につき 一四、八〇〇円

- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（医務課）
- 1 授業料の額を次のとおり改定することとした。

区 分	授 業 料
学部学生及び大学院生	年額 五三五、八〇〇円
研究生	年額 三五六、四〇〇円
科目等履修生及び特別聴講学生	一単位につき 一四、八〇〇円

- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（医務課）

1 授業料の額を次のとおり改定することとした。

区 分	授 業 料
学生	年額 三九〇、〇〇〇円
研究生	年額 三五六、四〇〇円
科目等履修生	一単位につき 一四、八〇〇円

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（工業振興課）

1 授業料の額を次のとおり改定することとした。

区 分	授 業 料
専門課程	年額 三九〇、〇〇〇円
一般課程	年額 一九五、〇〇〇円
研究科	年額 三九〇、〇〇〇円
科目等履修生	一単位につき 一四、八〇〇円

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十七号）（職業能力開発課）

1 専門課程の授業料を次のとおり改定することとした。

区 分	授 業 料
学生	年額 三五二、八〇〇円
聴講生	一単位につき 四、五〇〇円

2 専門短期課程の受講料を次のとおり改定することとした。

区 分	受 講 料
-----	-------

専門短期課程

一 訓練科一人につき 三、〇〇〇円以上  
七、五〇〇円以下

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例及び山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）（工業振興課）

1 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例について次の改正を行うこととした。

(一) 高度技術専門コースを置くこととした。

(二) 一般課程及び研究科を廃止することとした。

2 山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例について次の改正を行うこととした。

(一) 高度技術専門コースの授業料を一時間につき四百六十円とすることとした。

(二) 授業料、入学料及び入学検定料の規定から一般課程、研究科及び科目等履修生の区分を削ることとした。

3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

**山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十九号）（男女共同参画課）

1 受益者負担の適正化を図るため、研修室等の使用料について次のとおり定めることとした。

(一) 甲府市に所在するセンター

区 分	午 前	午 後	夜	全 日
大研修室	三、二七〇円	四、三六〇円	三、二七〇円	一〇、九〇〇円
中研修室	二、一九〇円	二、九二〇円	二、一九〇円	七、三〇〇円
小研修室(一)	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	四、二〇〇円
小研修室(二)	五四〇円	七二〇円	五四〇円	一、八〇〇円
会議室	一、〇二〇円	一、三六〇円	一、〇二〇円	三、四〇〇円

(二) 南都町に所在するセンター

研修室(一)	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	四、二〇〇円
研修室(二)	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	四、二〇〇円

(三) 都留市に所在するセンター

区分	午前	午後	夜	全日
大研修室	二、六四〇円	三、五二〇円	二、六四〇円	八、八〇〇円
小研修室	七八〇円	一、〇四〇円	七八〇円	二、六〇〇円

2 受益者負担の適正化を図るため、次のとおり施設の使用料の額を改定することとした。

区分	午前	午後	夜	全日
甲府市に所在するセンターのレクリエーション室	二、九四〇円	三、九二〇円	二、九四〇円	九、八〇〇円
都留市に所在するセンターのレクリエーション室	二、一〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円	七、〇〇〇円

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第三十号)(教育庁 学術文化財課)

1 県立美術館の展示室等の使用料の額を次のとおり改定することとし、入場料を徴収する場合は、改定後の料金の二割増の額とすることとした。

区分	九時三十分から十二時まで	十三時から十七時まで	九時三十分から十七時まで
----	--------------	------------	--------------

一般展示室A				五、五一〇円
一般展示室B				四、六八〇円
制作展示室	一、〇五〇円	一、四二〇円	一、四二〇円	二、四七〇円
工房A	二、〇四〇円	二、七四〇円	二、七四〇円	四、七八〇円
工房B	一、〇六〇円	一、四二〇円	一、四二〇円	二、四八〇円
総合実習室	二、二〇〇円	二、九六〇円	二、九六〇円	五、一六〇円
講堂	二、五二〇円	三、三八〇円	三、三八〇円	五、九〇〇円

3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第三十一号)(教育庁 学術文化財課)

1 研修室等の使用料の額を次のとおり改定することとした。

(一) 研修室(なお、研修室については、入場料を徴収する場合、改定料金の二割増の額とすることとした。)

区分	九時三十分から十二時まで	十三時から十七時まで	十八時から二十一時まで	九時三十分から二十一時まで
研修室	九七〇円	一、三七〇円	一、三七〇円	三、五八〇円

(二) 研究室

(1) (2)に掲げる日以外の日に使用する場合

区分	九時三十分から十二時まで	十二時から十七時まで	十七時から十九時まで	九時三十分から十九時まで
共同研究室	二七〇円	六〇〇円	二七〇円	一、一四〇円
個人研究室	一一〇円	一三〇円	一一〇円	四五〇円

(2) 日曜日、土曜日及び休日を使用する場合

区分	九時三十分から十二時まで	十二時から十八時まで	九時三十分から十八時まで
共同研究室	二七〇円	八一〇円	一、〇八〇円
個人研究室	一一〇円	三四〇円	四五〇円

2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例**（条例第三十二号）（警察本部生活安全企画課）

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 受付所営業（受付所を設けて営む派遣型の性風俗特殊営業のうち、受付所における業務）について次のように定めることとした。
    - (1) 新規の届出の場合については、禁止地域を県下全域とすることとした。
    - (2) 既に受付所を設けて営業している場合については、深夜（午前零時から日出時まで）における営業を制限することとした。
  - (二) 次の手数料を定めることとした。
    - (1) 性風俗関連特殊営業開始届出書の提出があった旨を記載した書面交付手数料
      - (i) 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者 一万千九百円
      - (ii) 無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者又は旧法の規定による届出書を提出した者 三千四百円
    - (2) 性風俗関連特殊営業変更届出書の提出があった旨を記載した書面交付手数料 千五百円
    - (3) 性風俗関連特殊営業開始又は変更届出書の提出があった旨を記載した書面再交付手数料 千二百円
- 2 この条例は、平成十八年五月一日から施行することとした。
- 山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例及び山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例を廃止する条例**（条例第三十三号）（私学文書課）
- 1 山梨県立大学への改組転換に伴い、山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例及び山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例を廃止することとした。
- 5 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

**条 例**

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第一号**

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

**第一条**

この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

**第二条**

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 国の機関
- ロ 地方公共団体及びその機関
- 二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- 三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- 六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号）第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。

十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による交付等）

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

（規則の制定改廃に伴う経過措置）

第七条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（山梨県種畜検査保護条例の一部改正）

2 山梨県種畜検査保護条例（昭和三十六年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「書類」の下に、「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

山梨県児童相談所手数料条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県条例第二号

山梨県児童相談所手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、山梨県中央児童相談所及び山梨県都留児童相談所において徴収する手数料に關し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第二条 山梨県中央児童相談所又は山梨県都留児童相談所において診療を受け、又は診断書若しくは証明書の交付を受ける者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

区 分	金 額
一 診療に係る手数料	診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額
二 普通診断書の交付に係る手数料	一通につき一、二六〇円
三 年金、保険等の請求又は受給に要する診断書の交付に係る手数料	一通につき三、五七〇円
四 証明書(診療報酬明細証明書を除く。)の交付に係る手数料	一通につき一、二六〇円
五 診療報酬明細証明書の交付に係る手数料	一通につき四、九三〇円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	実費を基準として知事の定める額

(手数料の減免)

第三条 知事は、公益上その他必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県条例第三号

山梨県の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に關する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一項中、「南アルプス市」を、「山梨市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 増穂町 身延町 山中湖村」に改める。

第二条の表第五の二項中、「南アルプス市」を、「南アルプス市 甲斐市」に改める。

第二条の表第六の二項中、「都留市 韮崎市」を、「富士吉田市 都留市 山梨市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市」に、「南部町」を、「身延町 南部町 昭和町 忍野村」に改める。

第二条の表第十の二項中、「韮崎市 南アルプス市」を、「山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市」に、「南部町」を、「南部町 昭和町 山中湖村」に改め、同項の次に次の一項を加える。

十の三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの  
 イ 法第三条第一項の規定による許可  
 ロ 法第八十二条第一項の規定による立入調査、測量並びに除去及び移転(イに係るものに限る。)  
 ハ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示(イに係るものに限る。)  
 ニ 法第八十三条の規定による報告の徴収(イからハまでに係るものに限る。)

<p>第二条の表第十一の二項中、「第三十一条の二第二項第十三号八」を、「第三十一条の二第二項第十四号八」に、「第三十一条の二第二項第十四号二」を、「第三十一条の二第二項第十五号二」に、「第六十二条の三第四項第十三号八」を、「第六十二条の三第四項第十四号八」に、「第六十二条の三第四項第十四号二」を、「第六十二条の三第四項第十五号二」に、「韮崎市 南アルプス市」を、「山梨市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 昭和町 山中湖村」に改める。</p> <p>第二条の表第十三項中、「甲州市 鰍沢町」を、「甲斐市 笛吹市 甲州市 鰍沢町 道志村」に改める。</p> <p>第二条の表第十三の二項中、「南アルプス市」を、「南アルプス市 甲斐市 笛吹市」に</p>	各市町村
--	------

改める。

第二条の表第十五の二項中「南アルプス市」を「山梨市 大月市 葦崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 増穂町 昭和町 山中湖村」に改める。

第二条の表第十五の四項中「南アルプス市 甲斐市」を「山梨市 葦崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 甲州市」に、「早川町」を「芦川村 市川三郷町 増穂町 早川町 身延町 昭和町」に改める。

第二条の表第十九項中「南アルプス市」を「南アルプス市 甲斐市」に改める。

第二条の表第十九の二項中「南アルプス市」を「山梨市 葦崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市」に改める。

第二条の表第二十一項中「第十九条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

第二条の表第二十一の二項に次のように加える。

一八 法第十一条の二の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理 一 第二条の表第二十五の二項中「南アルプス市」を「南アルプス市 甲斐市」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第二十一項の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表第一項、第五の二項、第十の三項、第十一の二項、第十三項、第十三の二項、第十五の二項、第十九項、第十九の二項及び第二十五の二項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律若しくは条例の規定により知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法律若しくは条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表第一項、第五の二項、第十の三項、第十一の二項、第十三項、第十三の二項、第十五の二項、第十九項、第十九の二項及び第二十五の二項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法律又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第四号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年山梨県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十三条とし、第九条の次に次の三条を加える。

(電磁的記録による保存)

第十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項に規定する主務省令で定める保存は、法第十四条において準用する民法（明治二十九年法律

第八十九号）第五十一条第一項（法人の設立の時に関する部分に限る。）、法第二十八条第一項及び第三十五条第一項の規定による書面の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

3 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に心じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第十一条 電子文書法第四条第一項に規定する主務省令で定める作成は、法第十四条において準用する民法第五十一条第一項（法人の設立の時に関する部分に限る。）、法第二十八条第一項及び第三十五条第一項の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第十二条 電子文書法第五条第一項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第二十八

条第二項の規定による書面の縦覧とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する書面の縦覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第五号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八五人」を「一一二人」に、「一一一人」を「一三八人」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第六条中「一、六〇〇人」を「一、六一〇人」に、「三二二人」を「三一一人」に、「一、九二二人」を「一、九二一人」に改める。

附則第三項中「千六百十五人」を「千六百二十五人」に改める。

#### 附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第六号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号から第二十四号までを四号ずつ繰り上げる。

第三十三条の二第一項中「第二十条第二項第十六号」を「第二十条第二項第十三号」に改める。

#### 附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第七号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十一号までを四号ずつ繰り上げる。

#### 附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第八号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第九号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第一条の二」に、「第三条」を「第一条の三」に改める。

第二条第一項中「採用された者」の下に、「同法第五十七条に規定する単純な業務に雇用される職員及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一

項に規定する企業職員」を加え、同条第二項中「二十五年以上勤務した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一年」に改める。

第二条の二中「から第五条まで」を「及び第六条の五」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二章第三条の前に次の一条を加える。

(一般の退職手当)

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを、「自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「第五条第一項若しくは第二項」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百  
五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十  
六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを、「十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く)」「二十年」を「十一年」に改め、「又は」の下に「二十五年未満の期間勤続し」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「(以下「退職日給料月額」といふ)」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第五条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第一号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一

年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とする。

第五条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第一項の規定に該当する者」を「第五条第一項に規定する者」に改め、「終えて退職した者」の下に「及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を加え、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後における最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第五条の二第一項第二号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退

	<p>職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
--	--

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

**第五条の二** 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第七条の四第五項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間

(これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

四 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

五 第七条第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

八 第七条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

十 第七条第六項の規定により任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなされる同条第五項第二号の場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十一 第七条第六項の規定により任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなされる同条第五項第六号の場合における再び職員となつた者の特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十二 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び特別職の職員又は教育長と

しての引き続いた在職期間

十三 第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十四 第七条の四第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十五 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

十六 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十七 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

十八 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

十九 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

二十 第七条の四第四項の規定により任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなされる同条第一項の場合における再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間

二十一 第七条の四第四項の規定により任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなされる同条第三項第一号の場合における再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間

二十二 第七条の四第四項の規定により任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなされる同条第三項第三号の場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間

二十三 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間  
第六条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第五条の二」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで 退職日給料月額	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二	第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
	同項第二号口	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六条の二第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給

<p>第六条の二第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の二第一項第二号口</p>	<p>及び退職日給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
<p>当該割合</p>	<p>当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合</p>	<p>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>

(退職手当の調整額)

**第六条の四** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人

に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万円
- 二 第二号区分 四万五千八百五十円
- 三 第三号区分 四万七千七百円
- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八百五十円
- 七 第七号区分 一万六千七百円
- 八 第八号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第二十三号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算

に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(一般の退職手当の額に係る特例)

**第六条の五** 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)及び山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

第七条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。))第六条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする」と定めていたものに限る。以下「休職指定法人」という。))の業務に従事させるための休職を除く。))、地方公務員法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。))を「休職月等」に改め、同条第七項中「第四条」を「第四条第一項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第八項中「第五条第三項」を「前条」に、「規定による」を「規定により」に改め、同条第九項中「規定に

よる」を「規定により」に改める。

第七条の四第五項中「支給しない」を「支給しない」に改め、同条第六項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に、「同条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第八条第一項中「支給しない」を「支給しない」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- 一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの
- 二 その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。))で人事委員会規則で定めるもの

第十二条第三項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十二条の三第一項において同じ。))」を「基礎在職期間」に改める。

第十二条の二第一項及び第五項並びに第十二条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第十二項中「第三条から第五条の二まで、第六条」を「第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第六条、山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」に改める。

附則第二十六項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第二十七項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第二十八項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

34 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。))によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の規定による給料表が適用される職員に

係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

**附則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十六項から第二十八項まで、附則第七条の規定による改正前の山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十八年山梨県条例第二号。以下この条及び次条において「条例第二号」という。）附則第四項、附則第八条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号。以下この条及び次条において「条例第四十五号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二号」という。）附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第二号附則第四項、附則第八条の規定による改正後の条例第四十五号附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正後の条例第六十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第七條第五項及び第六項並びに第七條の四第一項から第三項までの規定により新条例第五條の二第二項第二号から第二十三号までの規定に規定する期間が新条例第七條第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手

当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

**第三条** 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十六項から第二十八項まで、附則第七条の規定による改正前の条例第二号附則第四項、附則第八条の規定による改正前の条例第四十五号附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の条例第六十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）
- イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）
- イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）
- イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 2 前条第二項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額」として人事委員会規則で定める額

とする。

**第四条** 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（山梨県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山梨県条例第九号）の施行の日以後の期間に限る。）」とする。

**第五条** 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間（	平成八年四月一日以後その者の基礎在職期間）
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

**第六条** この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第七条** 山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和三十八年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、同項第二号中「第六条の規定に該当する」を「第六条又は第六条の二の規定に該当する」に、「第六条の規定により」を「第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により」に改める。

（山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第八条** 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第六項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手

当の基本額」に、「第四条及び」を「第三条第一項及び第五条の二並びに」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条及び第五条の二並びに」を「第五条から第五条の三まで及び」に改める。

附則第八項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第十四項中「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、「新条例第三条から第五条の二まで及び第六条」を「新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

（山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第九条** 山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条の」を「同項の」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第十条** 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「いう。」の下に「及び山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。）」を加える。

第三条中「給与条例」の下に「及び退職手当条例」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

**第十一条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し及び第一項中「及び単純な労務職員である派遣職員」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第十二条** 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての山梨県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中、「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

（公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の一部改正）

**第十三条** 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第十七条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第十号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「指定試験機関等」を「指定機関等」に改め、同条第一項中「指定試験機関等」を「指定機関等」に、「試験等（次項において「試験等」という。）を受けようとする者」を「事務に係る申請をしようとする者」に改め、同条第二項中「指定試験機関等」を「指定機関等」に、「試験等」を「別表第三の下欄に掲げる事務」に改め、同条第三項中「指定試験機関等」を「指定機関等」に改める。

別表第二の四十五の項から四十七の項までを次のように改める。

四十五 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号）第十八条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士登録申請手数料	五千百円
--	--------------	------

四十六 通訳案内士法第二十三条第二項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正	通訳案内士登録証訂正手数料	四千円
--------------------------------------	---------------	-----

四十七 通訳案内士法第二十四条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付	通訳案内士登録証再交付手数料	四千円
------------------------------------	----------------	-----

別表第二の八十七の項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表八十八の項中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同表八十九の項を次のように改める。

**八十九 削除**

別表第二の九十の項中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第五号」に改め、同表百十一の項中「第三十一条の二第二項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八」に、「第六十二条の三第四項第十三号八」を「第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同表百十二の項中「第三十一条の二第二項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二」に、「第六十二条の三第四項第十四号二」を「第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同表百十三の項中「第十八条の五第十一項」を「第十九条第十一項」に改め、同表百十四の項中「第十八条の五第十二項第四号」を「第十九条第十二項第四号」に改め、同表百十五の項中「第二十條の二第十項又は第三十八條の四第二十項」を「第二十條の二第十一項又は第三十八條の四第二十一項」に改め、同表百十八の項から百二十一の項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表百六十七の項から百六十九の項までを次のように改める。

百六十七 介護保険法（平成九年法律百二十三号）第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修手数料	一万五千円
百六十八 介護保険法第六十九条の七第一項及び第五項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証交付手数料	二千円
百六十九 介護保険法第六十九条の八第二項の規定に基づく介護支援	介護支援専門員証更新研修手数料	一万円

専門員証の有効期間の更新研修の  
実施

別表第二の百六十九の項の次に次のように加える。

百六十九の二 介護保険法第六十九 条の二十七第一項に規定する介護 支援専門員実務研修受講試験の試 験事務	介護支援専門員 実務研修受講試 験事務手数料	六千円
---	------------------------------	-----

別表第二の百七十の項中、「(平成九年法律第百二十三号)」を削り、同表百七十一の  
項の次に次のように加える。

百七十一の二 介護保険法第百十五 条の二十九第二項の規定に基づく 介護サービス情報の調査	介護サービス情 報調査手数料	四万二千元
百七十一の三 介護保険法第百十五 条の二十九第三項の規定に基づく 介護サービス情報の公表	介護サービス情 報公表手数料	一万五千元

別表第三中「指 定 試 験 機 関 等」を「指 定 機 関 等」  
に、「試 験 等」を「事 務」に改め、同表一の項中「保育士試験  
」の下に「の実施」を加え、同表二の項中「木造建築士試験」の下に「の実施」を加え  
、同表三の項中「行政書士試験」の下に「の施行」を加え、同表四の項中「宅地建物取  
引主任者資格試験」の下に「の実施」を加え、同表に次のように加える。

五 介護保険法第六十九条の三十三第一項に規定 する指定研修実施機関	別表第二の百六十七の項の介護 支援専門員実務研修の実施及び 同表百六十九の項の介護支援専 門員証の有効期間の更新研修の 実施
六 介護保険法第六十九条の二十七第一項に規定 する指定試験実施機関	別表第二の百六十九の二の項の 介護支援専門員実務研修受講試 験の試験事務
七 介護保険法第百十五条の三十第一項に規定す る指定調査機関	別表第二の百七十一の二の項の 介護サービス情報の調査

八 介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定  
する指定情報公表センター  
別表第二の百七十一の三の項の  
介護サービス情報の公表

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の八十七の項から九十の項まで及び百十一の項から百十五の項までの改  
正規定 公布の日
- 二 別表第二の百十八の項から百二十一の項までの改正規定 臨床検査技師、衛生検  
査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)の施行  
の日

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十一号

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)の一部を次の  
ように改正する。

別表十三の項イ中、「一万円」の下に、「(行政手続等における情報通信の技術の利用に  
関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する  
電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により  
受験願書を提出する場合」という。))にあっては、九千五百円)」を加え、同項ロ中  
「九千四百円」の下に、「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、  
八千九百円)」を加え、同項ハ及びニ中、「一万円」の下に、「(電子情報処理組織により  
受験願書を提出する場合にあっては、九千五百円)」を加え、同項ホ中「九千四百円」  
の下に、「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千九百円)」  
を加え、同表十四の項イ中、「八千五百円」の下に、「(電子情報処理組織により受験願書  
を提出する場合にあっては、八千円)」を加え、同項ロ中「六千七百円」の下に、「(電  
子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六千二百円)」を加え、同  
表十七の項イ中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に、「圧縮水素自動車燃料  
装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十二号

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表二十の項中、「二万三千元」の下に、「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、二万二千五百円）」を加える。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十三号

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例（昭和三十七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中、「及び観光」を「、観光」に改め、「資する施設の整備のための建設事業」の下に、「及び市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業」を加える。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十四号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の下欄に掲げる県税関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該県税関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた県税関係書類の保存に代えることができる。

第百七十四条第三項中、「当該承認を受けている県税関係帳簿又は県税関係書類（以下本章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」という。）を「県税関係帳簿書類（県税関係帳簿又は県税関係書類をいう。以下本章において同じ。）のうち同条第一項又は第二項の承認を受けているもの」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を、「県税関係帳簿書類」に改める。

第百七十五条第二項中、「同項」の下に、「又は同条第三項」を、「種類」の下に、「同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」を、「概要」の下に、「同条第三項の記録に記録する装置の概要」を加え、同項ただし書中「が、当該承認」を「が、同条第二項又は第三項の承認」に改め、同条第三項中、「（県税関係帳簿又は県税関係書類をいう。以下本章において同じ。）を削り、同項第二号中「第百七十三条第一項又は第二項」を「第百七十三条各項」に改める。

第百七十六条第一項中、「第百七十三条第一項又は第二項」を「第百七十三条各項のいずれか」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「当該承認を受けている県税関係帳簿書類（以下本章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」という。）に改め、同条第二項」の下に、「若しくは第三項」を加え、同条第二項中、「第百七十三条第一項又は第二項」を「第百七十三条各項のいずれか」に改める。

第百七十七条第一項第二号中、「第百七十三条第一項又は第二項」を「第百七十三条各項」に改める。

第百七十八条中、「同条第二項中「同項」の下に「又は同条第三項」を加え、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認」を「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」とあるのは「種類」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」に、「第百七十三条第一項又は第二項」を「第百七十三条各項」に改め、「のいずれか」を削り、「の全部」とあるのは「を」とあるのは「に改め、「（当該承認を受けている県税関係帳簿書類をいう。以下本章において同じ。）の全部」を「同

条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と及び、「電磁的記録に係る承認済関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済関係帳簿書類」とを削る。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)

第七十八條の二 県税関係帳簿書類及び第六十八條の八に規定する書類については、

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年山梨県条例第一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第八十條第一項中「第七十三條第一項若しくは第二項」を「第七十三條各項」に改め、同条第三項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十五号

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「児童福祉法第六條の二第九項の児童短期入所事業及び知的障害者福祉法第四條第九項の知的障害者短期入所事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五條第八項の短期入所を行う事業のうち知的障害者福祉法にいう知的障害者(十八歳以上である者)に限る。以下「知的障害者」という。)及び児童福祉法第四條第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に係るもの」に改める。

第四條第一項の表一の項を次のように改める。

一 障害者自立支援法第五條第八項の短 障害者自立支援法第二十九條第三項の

期入所を行う事業を利用した知的障害者(知的障害者福祉法第十五條の三十一第一項の規定による措置に係る者を除く。)又は障害児(児童福祉法第二十一條の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)の保護者(同法第六條の保護者をいう。)

規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額

第四條第一項の表一の項を削り、同表三の項中「定めた額」の下に「及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額」を加え、同項を同表二の項とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「児童福祉法第六條の二第九項の児童短期入所事業、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四條第九項の知的障害者短期入所事業及び身体障害者福祉法第四條の二第八項の身体障害者短期入所事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五條第八項の短期入所を行う事業のうち身体障害者福祉法第四條に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者)に限る。以下「知的障害者」という。)及び児童福祉法第四條第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に係るもの」に改める。

第四條第三項の表一の項を次のように改める。

一 障害者自立支援法第五條第八項の短期入所を行う事業を利用した身体障害者(身体障害者福祉法第十八條第一項の規定による措置に係る者を除く。)、知的障害者(知的障害者福祉法第十五條の三十一第一項の規定による措置に係る者を除く。)

障害者自立支援法第二十九條第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額

第四条第三項の表二の項及び三の項を削り、同表四の項中「定めた額」の下に「及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額」を加え、同項を同表二の項とし、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の改正規定中「児童福祉法第六条の二第九項の児童短期入所事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項の短期入所を行う事業のうち身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。以下「知的障害者」という。)&及び児童福祉法第四条第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。)

「二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第一期入所事業に関する業務  
三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条障害者短期入所事業に関する業務

四 重症心身障害児について、前項の施設に通わせて行う訓練、九項の知的障害者短

条の二第八項の身体 を「二 重症心身障害児について、前項の施設に通わせて行う指導等に関する業務」に改める。

第四条第三項の表四の項を削る改正規定中「四の項」を「二の項」に改める。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「知的障害者福祉法第四条第九項の知的障害者短期入所事業及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第九項の児童短期入所事業」

を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項の短期入所を行う事業のうち知的障害者福祉法にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。以下「知的障害者」という。)&及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。)&に係るもの」に改める。

第七条第一項の表一の項を次のように改める。

一 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した知的障害者(知的障害者福祉法第十五条の三十一第二項の規定による措置に係る者を除く。)&又は障害児(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。)&の保護者(同法	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
--	---

第七条第一項の表二の項中「定めた額」の下に「及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額」を加え、同表三の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事が同項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「次に掲げる事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項の短期入所を行う事業のうち法にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。以下「知的障害者」という。)&及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。)&に係るもの」に改め、同条各号を削る。

第八条第一項の表一の項を次のように改める。

一 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した知的障害者(法第十五条の三十二第一項の規定による措置に係る者を除く。)&又は障害児(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
--	---

く。)(の保護者(同法第六条の保護者をいう。))

第八条第一項の表二の項中「定めた額」の下に「及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額」を加え、同表三の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事が同項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例(昭和三十七年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項の短期入所を行う事業のうち法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。以下「知的障害者」という。))及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四条第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。))に係るもの」に改め、同条各号を削る。

第七条第一項の表一の項を次のように改める。

一 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した身体障害者(法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。)、知的障害者(知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定による措置に係る者を除く。)(又は障害児(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。))の保護者(同法第六条の保護者をいう。)	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
--	---

第七条第一項の表二の項中「定めた額」の下に「及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額」を加え、同表三の項及び四の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事が同項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項の短期入所を行う事業のうち法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。以下「知的障害者」という。))及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四条第二項に規定する障害児(以下「障害児」という。))に係るもの」に改め、同条各号を削る。

第七条第一項の表一の項を次のように改める。

一 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した身体障害者(法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。)、知的障害者(知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定による措置に係る者を除く。)(又は障害児(児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による措置に係る者を除く。))の保護者(同法第六条の保護者をいう。)	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
--	---

第七条第一項の表二の項中「定めた額」の下に「及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額」を加え、同表三の項及び四の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事が同項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「山梨県薬事審議会」を「山梨県障害者介護給付費等不服審査会  
山梨県薬事審議会  
山梨県精神保健福祉審議会」

に改める。

第三条の見出し中「山梨県精神保健福祉審議会」を「山梨県社会福祉審議会」に改

め、同条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「第九十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。  
別表第一号の表山梨県医療扶助審議会の項の次に次のように加える。

山梨県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十八条第一項の規定による審査請求の事件の取扱いに関する事務	五人	介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	三年
-------------------	--	----	---	----

別表第一号の表山梨県選挙審議会の項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

山梨県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第九十九条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに意見の具申に関する事務	二十人以内	一 精神保健又は精神障害者の福祉に関する学識経験のある者 二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	三年
--------------	---	-------	---	----

別表第二第一号の表山梨県精神保健福祉審議会の項を削り、同表山梨県障害者施策推進協議会の項中「第二十七条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同表山梨県職業能力開発審議会の項中「第九十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。  
（山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第九条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第三十二条第三項及び」を削り、「決定」の下に「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）」を加え、同条に次の二号を加える。

六 障害者自立支援法第二十二條第二項の規定による市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たつての意見の申述  
七 障害者自立支援法第二十六條第一項の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用又は利用に係る使用料又は利用料金であつて次に掲げるものについては、なお従前の例による。  
一 第一条の規定による改正前の山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例第四条に規定する使用料

二 第二条の規定による改正前の山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例第四条の規定による改正前の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第七條第一項に規定する利用料金

三 第四条の規定による改正前の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第七條第一項に規定する利用料金

四 第五条の規定による改正前の山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例第八條第一項に規定する利用料金

五 第六条の規定による改正前の山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例第七條第一項に規定する利用料金

六 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。）

別表第一中 山梨県障害者施策推進協議会の委員 を 山梨県障害者施策推進協議会の委員 山梨県障害者介護給付費等不服審査会の委員 に改める。

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第十六号

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もの等」を「もの」に改める。

第二条第一項中「第六条第一項第一号イ又はロに掲げる施設」を「県内の施設で第六条第一項第一号イからホまでに掲げるもの」に、「県内の施設」を「もの」に改める。

第六条第一項第一号中「次に掲げる施設」を「県内の施設で次に掲げるもの」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるもの

ロ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

第六条第一項第一号に次のように加える。

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設

ニ 児童福祉法第二十七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療施設

ホ その他規則で定める施設

第六条第一項第二号中「前号イに掲げる施設又は」を削る。

第七条第二項中「前条第一項第一号イ」を「前条第一項第一号イからホまで」に改める。

第八条第二号及び第十条第一項第一号中、第六条第一項第一号イ又はロに掲げる施設「を」県内の施設で第六条第一項第一号イからホまでに掲げるもの」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与を開始する看護職員修学資金について適用し、同日前に貸与を開始

した看護職員修学資金については、なお従前の例による。

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第十七号

山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県営病院諸収入条例（昭和四十年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は証明書」を「証明書」に、「受ける者」を「受け、又は駐車場を使用する者」に、「又は手数料」を「手数料又は使用料」に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 山梨県立中央病院の駐車場の使用料の額は、使用の開始から四十分までは無料とし、使用する時間が四十分を超える場合は、その超える時間が三十分までごとに百円とする。ただし、診療又は検査を受ける者その他知事の定める者がその駐車場を使用する場合にあつては、無料とする。

### 附則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県条例第十八号

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項の表三の項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号）附則第二条第一項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査

特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料

一件につき一万八千円

**第二条** 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第七条」に、「(第七条 第十一条)」を「(第八条 第十二  
 条)」に、「第三章 犬及びねこの多頭飼養(第十二条 第十五条)」

「第三章 犬及びねこの多頭飼養(第十二条 第十五条)」を「第三  
 章 危険な動物の飼養規制(第十六条 第二十六条)」を「第三

章 犬及びねこの多頭飼養(第十三条 第十六条)」に、「第六章」を「第四章」に

、「(第三十三条 第三十六条)」を、「(第十七条 第二十条)」に、「第七章」を

「第五章」に、「(第三十七条 第四十条)」を、「(第二十一条 第二十四条)」に

、「第八章 雑則(第四十一条 第四十三条)」を、「第六章 雑則(第二十五条 第

二十七条)」に、「第九章 罰則(第四十四条 第四十九条)」を、「第七章 罰則(

第二十八条 第三十二条)」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以

下「法」という。)第二十六条第一項により定められた動物

第三条中「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「

法」という。)」を「法」に改める。

第四章及び第五章を削る。

第三章中第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条

とする。

第十二条中「法第九条第一項の」及び「(以下「動物取扱業者」という。)」を削

り、同条を第十三条とする。

第十一条中「第二十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、第二章中同条を

第十二条とする。

第十条中「第七条各号」を「第八条各号」に改め、「努めるとともに、ねこが屋外

に出る場合には名札を首輪に装着する等の方法により飼い主を明らかにするよう」を

削り、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第一章中第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 (動物取扱業者の責務)

第六條 法第十二条第一項第四号の動物取扱業者(以下「動物取扱業者」という。)

は、動物の疾病の予防及び動物の疾病に関する知識の習得に努めなければならない。

2 動物取扱業者は、その営業に係る動物の購入者、飼い主又は借受人に対し、当該

動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努

めなければならない。

第三十三条第一項及び第二項中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、

同条第三項中「第十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、第六章中同条を第

十七条とする。

第三十四条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十八条とする。

第三十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する治療その他必要な措置を

講じた犬、ねこ等の動物の場合」を「法第三十六条第二項の規定により収容した犬、

ねこ等の動物のうち、治療したもの」に改め、同項を同条とし、同条を第十九条とす

る。

第三十六条第一項中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十四条

第一項」を「第十八条第一項」に、「前条第一項に規定する治療その他必要な措置を

講じた犬、ねこ等の動物」を「法第三十六条第二項の規定により収容した犬、ねこ等

の動物のうち、治療したもの」に改め、同条を第二十条とする。

第六章を第四章とする。

第三十七条中「危険な動物」を「特定動物」に改め、第七章中同条を第二十一条と

する。

第三十八条第一項中「危険な動物」を「特定動物」に改め、同条を第二十二条とす

る。

第三十九条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第九条」を「第十条」に改め、

同項を同条とし、同条を第二十三条とする。

第四十条第一項中「又は危険な動物」及び「危険な動物の飼養施設の設置場所」

を削り、同条を第二十四条とする。

第七章を第五章とする。

第四十一条第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一 法第十条第一項の規定に基づく動物取扱業者の登録の申請に対する審査	動物取扱業者登録申請手数料	一件につき一万 五千円
二 法第十三条第一項の規定に基づく動物取扱業者の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業者登録更新申請手数料	一件につき一万 円

第四十一条第一項の表四の項中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、

同項を同表八の項とし、同項の前に次のように加える。

六 法第二十八条第一項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料 円	一件につき二万円
七 施行規則第十六条第五項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の許可証再交付申請手数料 円	一件につき三千円

第四十一条第一項の表三の項中、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号）附則第二条第一項」を、「法第二十六条第一項」に改め、同項を同表五の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下、「施行規則」という。）第二条第六項の規定に基づく動物取扱業の登録証の再交付の申請に対する審査	動物取扱業登録証再交付申請手数料 円	一件につき三千円
四 法第二十二條第三項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施	動物取扱責任者研修手数料 円	一件につき三千円

第八章中第四十一条を第二十五条とする。  
第四十二条中、「第十八条第二項」を、「第三十五条第二項」に、「第十九条第二項」を、「第三十六条第二項」に、「第三十四条第一項」を、「第十八条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。  
第四十三条を第二十七条とする。  
第八章を第六章とする。  
第四十四条を削る。  
第四十五条中、「第三十九条第三項」を、「第二十三条」に改め、第九章中同条を第二十八条とする。

第四十六条を次のように改める。  
**第四十六条** 第三十七条第一項の規定による通報をしなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。  
第四十六条を第二十九条とする。  
第四十七条第一号中、「第九条」を、「第十条」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中、「第三十八条第一項」を、「第二十二條第一項」に改め、同条を同条第二

号とし、同条第五号中、「第四十条第一項」を、「第二十四条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第三十条とする。  
第四十八条中、「第四十四条から前条まで」を、「前三条」に改め、同条を第三十一条とする。  
第四十九条中、「第十三条第一項又は第十四条第一項」を、「第十四条第一項又は第十五条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。  
第九章を第七章とする。  
別表を削る。

**附則**

- (施行期日)  
1 第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年六月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 平成十八年六月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日 山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県条例第十九号**

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例  
山梨県工業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中	「整経機」	同	三三〇円
	ねん糸機（リング式）	同	一六〇円
	（イタリー式）	同	一一〇円
	「管巻機」	同	六〇円
	のり付機	同	五六〇円
	織機	同	一一〇円
同	「宝石ドッピング機」	同	五五〇円
	同	同	八六〇円
	「大型精密投影器」	同	一一〇円
	「工具顕微鏡」	同	一六〇円
	「旋盤」	同	三九〇円
	「フライス盤」	同	三九〇円
	「立フライス盤」	同	三九〇円
	「形削機」	同	三九〇円



置一同一二、二八〇円を

走査型プローブ顕微鏡	電解研磨装置	マッフル炉	抵抗抗率計	往復運動平面摩擦試験機	実体顕微鏡	高速ビデオカメラ	縮絨度ビデオ洗濯機	放射電磁波測定システム	高周波材料特性測定装置	高周波材料特性測定機	分光測色計	真空測色計	穴あけ加工機	粘りけ加工機	非接触表面形状測定機	マイクロフォーカスエックス線透視装置	ドビールパンチングマシン	自動ワイピングダスター	アキレスなつ染台(ヒーティングシステム)	高温高圧汎用染色機	真空セツト	偏光顕微鏡	宝光顕微鏡	宝石顕微鏡	定温恒温器	ダイヤモンドマスター	測定顕微鏡	超軟エックス線発生装置	微分干渉顕微鏡	ダイヤホドメータ	平面度測定機	高精度カッター	高精度カッター	自記分光光度計	平面研磨機	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二、〇四〇円  
 一、二六〇円  
 二、二八〇円  
 三、三〇〇円  
 一、四〇〇円  
 三、五〇〇円  
 一、九三〇円  
 一、五八〇円  
 一、九二〇円  
 二、二〇〇円  
 一、七〇〇円

ボフル研盤	バリ研盤	両頭研盤	超音波洗浄機	トリムソー(小型切断機)	精密ポリリシ装置	超音波加工機(一〇〇W)	バレル研磨機	スポンタト溶接機	コロンタリマシ	小型精密円筒研削盤	精密平面ラッブ	センターレスグラインダ	電気炉(铸造用)	中型切断機	大型切機	外周型精密切断機	ダイヤボール研削機	超音波加工機(一kW)	形彫スライス盤	三次元円筒研削盤	スラタリ平面研削盤	堅軸ロータリー平面研削盤
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同







同  
(浸漬はく離試験)

同  
二、六一〇円

(繰返し耐荷重性試験)

同

(破壊試験)

同

(寸法測定)

同

(家具)

同

(材料)

同

塗膜の物理化学性試験

(光沢度試験)

同

(耐水性試験)

同

(耐熱性試験)

同

(耐沸騰水性試験)

同

(耐油性試験)

同

(耐アルカリ性試験)

同

(耐酸性試験)

同

(膜厚測定)

同

(衝撃性試験)

同

(描画試験)

同

(クロスカット試験)

同

(摩耗性試験)

測色及び表面形状測定

(測色)

同

(色差)

同

三、六四〇円

七二〇円

一一、四九〇円

七、六一〇円

七三〇円

一、一三〇円

二、四九〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
二、三八〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
二、〇四〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
二、〇四〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
三、八六〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
七、〇四〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
七、〇四〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
三、七四〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、
一、六三〇円	「促進耐候性試験」	同	「に、

四時間未満の端数があるときは、これを四時間とする。

「に、五〇円以上三、七四〇円以下」を「実費を基準として知事が定める額」に改め、同表食品の項中「六三〇円以上八、八六〇円以下」を「実費を基準として知事が定める額」に改める。

「顕微鏡試  
化学分析用  
（一般的  
同  
）特殊な

別表第三号の表中「顕微鏡試料作成一六試料一四、九八〇円」を

料作成 六試料 四、九八〇円  
試料調製 一試料 四、二九〇円  
なもの） 同 八、七八〇円

に、「知事の定める額」を「実費を基準として知事が定める額」に改める。

**附 則**  
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月三十日 山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第二十号**  
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例  
山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一山梨県森林公園金川の森の項の次に次のように加える。

山梨県桂川ウェルネスパーク	料理教室兼作業室及び会議室並びにこれらの附帯施設
---------------	--------------------------

別表第二第一号イの表中

山梨県桂川ウェルネスパークの有料公園施設	水曜日（この日が休日である場合は、その翌日）	二 二 二月二九日から翌年の一月一日までの日
----------------------	------------------------	------------------------

に改める。

二〇二二年一月二十九日から翌年の一月一日までの日

別表第二第二号イの表中「山梨県小瀬スポーツ公園の」の下に「野球場、」を加え、「茶室並びに」を「茶室、」に改め、「作業室」の下に「並びに山梨県桂川ウエルネスパークの料理教室兼作業室及び会議室」を加える。

別表第四第一号イの表中「三、六七〇円」を「二、七五〇円」に、「三六、七五〇円」を「二七、五一〇円」に、「一、六八〇円」を「一、二六〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一、二、六〇〇円」に、「一、二六〇円」を「九四〇円」に、「一、二、六〇〇円」を「九、四五〇円」に改める。

別表第四第二号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 山梨県桂川ウエルネスパークを利用する場合

施設の名 称	一 時 間
料理教室兼作業室	三三〇円
会議室	三八〇円

備考 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。別表第六第二号イの表野球場の項を次のように改める。

		野球場	
ユアマツチのポスター利用に於ける料金		ユアマツチのポスター利用に於ける料金	
有料大会の場外利用に於ける料金	有料大会の場外利用に於ける料金	有料大会の場外利用に於ける料金	有料大会の場外利用に於ける料金
	入場料金総額の二〇分の一に相当する額。ただし、その相当する額が三七八、〇〇〇円に満たないときは、三七八、〇〇〇円とする。	午前八時三〇分から午後五時三〇分までの間は、一、七八〇円 午後五時三〇分から午後九時三〇分までは、八九〇円 高校生以下にあつては、 五〇円	入場料金総額の二〇分の一に相当する額。ただし、その相当する額が六三、〇〇〇円を超えるときは六三、〇〇〇円とする。
八五、〇五〇円		五、六七〇円 高校生以下にあつては、二、八三〇円	
一三六、五〇〇円		八、八二〇円 高校生以下にあつては、四、四〇〇円	
一八九、〇〇〇円		一二、六〇〇円 高校生以下にあつては、六、三〇〇円	
一〇五、〇〇〇円		七、〇〇〇円 高校生以下にあつては、三、五〇〇円	

別表第六第三号イの表野球場の項を次のように改める。

野球場		野球場	
有料大会等の利用に合する	有料大会等の利用に合する	有料大会等の利用に合する	有料大会等の利用に合する
午前八時三〇分から午後五時三〇分までの間 一、七八〇円	五、六七〇円	八、八二〇円	一、二、六〇〇円
高校生以下にあつては、八九〇円	高校生以下にあつては、二、一、八三〇円	高校生以下にあつては、四、四〇〇円	高校生以下にあつては、六、三〇〇円
入場料金総額の二〇分の一に相当する額。ただし、その相当する額が三七八、〇〇〇円に満たないときは、三七八、〇〇〇円とする。	八五、〇五〇円	一三六、五〇〇円	一八九、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃

別表第六第九号の表中

電光掲示板（陸上競技場）	一式二時間	四
--------------	-------	---

に改める。

別表第六第十号の表中

陸上競技場	全点灯	一時間	四六、〇〇〇円
-------	-----	-----	---------

、二〇〇円

を

電光掲示板（陸上競技場）	一式二時間	四、二〇〇円
電光掲示板（野球場）	一式二時間	三、〇〇〇円

〇円

野球場	全点灯	三分の二点灯	一時間	三〇、〇〇〇円
			一時間	二〇、〇〇〇円

二〇〇円

を

陸上競技場	三分の一点灯	一時間	一〇、〇〇〇円
	九分の二点灯	一時間	六、七〇〇円
全点灯		一時間	四六、二〇〇円

に改める。

**附則**

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一に山梨県桂川ウエルネスパークの項を加える改正規定、別表第二一号イの表の改正規定、別表第二二号イの表の改正規定（山梨県桂川ウエルネスパークに係る部分に限る。）及び別表第四二号を同表第三号とし、同表第一号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年三月二十二日から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第二十一号**

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中、「甲斐市」を「甲斐市 笛吹市」に、「市川三郷町」を「市川三

郷町 増穂町 昭和町」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例第二条の表三の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）及び同条例の施行のための教育委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては笛吹市、増穂町又は昭和町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第二十二号**

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

「山梨県立吉田高等学校

山梨県富士吉田市

本則中 山梨県立北富士工業高等学校

山梨県富士吉田市

山梨県立吉田商業高等学校

山梨県富士吉田市

等学校 山梨県富士吉田市」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立北富士工業高等学校及び山梨県立吉田商業高等学校は、この条例による改正後の山梨県立学校設置条例の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第二十三号

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例(平成十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五二〇、八〇〇円」を「五三五、八〇〇円」に、「三四六、八〇〇円」を「三五六、四〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第二十四号

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例(平成九年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五二〇、八〇〇円」を「五三五、八〇〇円」に、「三四六、八〇〇円」を「三五六、四〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第二十五号

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する

る条例

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例(平成六年山梨県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「三七九、二〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「三四六、八〇〇円」を「三五六、四〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第二十六号

山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する

条例(昭和五十五年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「三七九、二〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「一八九、六〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県条例第二十七号

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中「三三六、一〇〇円」を「三五二、八〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「二、七〇〇円以上六、九〇〇円」を「三、〇〇〇円以上七、五〇〇円」に改める。

**附則**

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例及び山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学科及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第二十八号**

山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例及び山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学科及び入学検定料条例の一部を改正する条例

(山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部改正)

**第一条** 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例(昭和五十五年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の課程」を「専門課程」に改め、  
「専門課程 一般課程」を削り、同条第

二項中「研究科」を「高度技術専門コース」に改める。

第四条中「専門学校」を「専門課程」に改め、「専門課程及び一般課程にあつては」及び「、研究科にあつては一年」を削る。

(山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学科及び入学検定料条例の一部改正)

**第二条** 山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学科及び入学検定料条例(昭和五十五年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

授業料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 専門課程 年額三十九万円

二 高度技術専門コース 一時間につき四百六十円

第二条第二項中「授業料」を「専門課程の授業料」に改め、同条に次の一項を加える。

6 高度技術専門コースの授業料は、受講の申込書を受理するときに徴収するものとする。

第三条第一項を次のように改める。

専門課程の入学科の額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 入学の日の一年前から引き続き県内に住所を有する者 十六万九千二百円
- 二 その他の者 二十八万二千円

第四条第一項を次のように改める。

専門課程の入学検定料の額は、一万八千円とする。

**附則**

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第二十九号**

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表工芸・美術室の項の前に次のように加える。

大研修室	三、二七〇円	四、三六〇円	三、二七〇円	一〇、九〇〇円
中研修室	二、一九〇円	二、九二〇円	二、一九〇円	七、三〇〇円
小研修室(一)	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	四、二〇〇円
小研修室(二)	五四〇円	七二〇円	五四〇円	一、八〇〇円
会議室	一、〇二〇円	一、三六〇円	一、〇二〇円	三、四〇〇円

別表第一号の表レクリエーション室の項を次のように改める。

レクリエーション室	二、九四〇円	三、九二〇円	二、九四〇円	九、八〇〇円
-----------	--------	--------	--------	--------

別表第二号の表工芸・美術室の項の前に次のように加える。

研修室(一)	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	四、二〇〇円
研修室(二)	一、二六〇円	一、六八〇円	一、二六〇円	四、二〇〇円

別表第三号の表工芸・美術室の項の前に次のように加える。

大研修室	一、六四〇円	三、五二〇円	二、六四〇円	八、八〇〇円
小研修室	七八〇円	一、〇四〇円	七八〇円	二、六〇〇円

別表第三号の表レクリエーション室の項を次のように改める。

レクリエーション室	一、一〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円	七、〇〇〇円
-----------	--------	--------	--------	--------

**附則**

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県条例第三十号**

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「七、三五〇円」を「五、五二〇円」に、「六、二四〇円」を「四、六八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、四二〇円」に、「三、三〇〇円」を「一、四七〇円」に、「二、七二〇円」を「一、〇四〇円」に、「三、六六〇円」を「一、七四〇円」に、「六、三八〇円」を「四、七八〇円」に、「一、四二〇円」を「一、〇六〇円」に、「一、九一〇円」を「一、四二〇円」に、「三、三三〇円」を「一、四八〇円」に、「二、九四〇円」を「一、二二〇円」に、「三、九五〇円」を「一、九六〇円」に、「六、八九〇円」を「五、一六〇円」に、「三、

三六〇円」を「一、五二〇円」に、「四、五一〇円」を「三、三八〇円」に、「七、八七〇円」を「五、九〇〇円」に改める。

**附則**

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県条例第三十一号**

山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中「七八〇円」を「九七〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三七〇円」に、「二、八八〇円」を「三、五八〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「五七〇円」を「六〇〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一四〇円」に、「一、一五〇円」を「一、二〇〇円」に、「三、三三〇円」を「三、三〇〇円」に、「六一〇円」を「四五〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「七八〇円」を「八一〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、一五〇円」を「一、二〇〇円」に、「四七〇円」を「三、四〇〇円」に、「六一〇円」を「四五〇円」に改める。

**附則**

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

**山梨県条例第三十二号**

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「又は受付所営業」を加え、同条の表中「第二号の営業」の下に「並びに受付所営業」を加える。

第十一条中「除く。」の下に「及び受付所営業」を加える。  
別表第三に次のように加える。

<p>九 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の第二項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>	<p>性風俗関連特殊営業開始届出書の提出があった旨を記載した書面交付手数料</p>	<p>次に掲げる当該書面の交付を受ける者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者 一万九千九百円 ロ 法第二条第七項、第八項若しくは第十項の営業を営もうとする者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十九号）附則第三条第二項の規定により法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者 三千四百円</p>
<p>十 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第二十七条第二項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む）</p>	<p>性風俗関連特殊営業変更届出書の提出があった旨を記載した書面交付手数料</p>	<p>千五百円</p>

。又は第三十一条の二第二項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付

<p>十一 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付</p>	<p>性風俗関連特殊営業開始又は変更届出書の提出があった旨を記載した書面再交付手数料</p>	<p>千二百円</p>
--	--	-------------

**附 則**

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例及び山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県条例第三十三号**

山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例及び山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例（昭和四十年山梨県条例第三十二号）
- 二 山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例（昭和四十年山梨県条例第五十八号）

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立女子短期大学（以下「短期大学」という。）は、この条例の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に短期大学に在学する者が短期大学に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の場合における短期大学の授業料については、この条例による廃止前の山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例第一条から第四条まで、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番